

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案の概要

【法第30条】

- (1) 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の決定の申請をする者が認定の申請をした者で認定を受けないで死亡したものの（以下「申請中死亡者」という。）の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものであるときは、当該決定の申請をする者が提出すべき添付書類として「申請者が申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類」を追加します。

【法第30条】

- (2) 特別遺族弔慰金等のうち日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該疾病に起因して施行日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）に係る支給を請求する者が提出すべき請求書の記載事項及び添付書類は次のとおりとします。

①請求書の記載事項

- 一 未申請死亡者の氏名、性別、生年月日及び死亡年月日並びに死亡の当時有していた住所
- 二 請求に係る疾病の名称
- 三 未申請死亡者が死亡の当時日本国内に住所を有していなかったときは、日本国内に住所を有していた期間
- 四 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに未申請死亡者との身分関係

②添付書類

- 一 未申請死亡者の死亡の事実及び死亡年月日並びに請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類
- 二 請求に係る疾病にかかっていたことを証明することができる医師の診断書その他の資料
- 三 請求に係る疾病が気管支又は肺の悪性新生物であるときは、石綿を吸入することにより当該疾病にかかったことを証明することができる資料
- 四 請求者と未申請死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- 五 請求者が未申請死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

六 請求者が未申請死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを
証明することができる書類

※【 】内は、省令を定める根拠となる法の条項です。